

令和4年 第3回

士幌町議会定例会議案

令和4年9月2日

- 議案第1号 公平委員会委員の選任について
議案第2号 士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案
議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第4号 士幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案
議案第5号 士幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案
議案第6号 士幌町公共賃貸住宅設置条例及び士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案
議案第7号 令和4年度士幌町一般会計補正予算（第5号）
議案第8号 令和4年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第9号 令和4年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第10号 令和4年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第11号 令和4年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第12号 令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 令和4年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第14号 令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
認定第1号 令和3年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 令和3年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 令和3年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 令和3年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 令和3年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 令和3年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月2日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 高木 康弘

議案第2号

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

（3）1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあって

はウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

説 明

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第4号

士幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例案

士幌町総合研修センター設置条例の一部を改正する条例

士幌町総合研修センター設置条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条を第18条とし、第13条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 町長は、総合研修センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に総合研修センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条から第6条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「教育委員会は」とあるのは「指定管理者は」と、第8条から第11条まで及び第12条第3号から第5号までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則で定める管理の基準に従い、総合研修センターを適正に使用させなければならない。

（指定管理者の業務の範囲）

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に総合研修センターの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1） 第1条に規定する総合研修センターの設置の目的達成のために必要な事業の実施に関する業務

（2） 総合研修センターの使用料の収受に関する業務

（3） 総合研修センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（4） その他総合研修センターの管理運営上、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理に係る使用料の収受）

第16条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に使用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 指定管理者は、使用者が特殊電気設備等を施したとき、電気料その他設備に要する費用を実費として使用料に加算して収受することができる。

3 指定管理者は、第6条第1項の規定にかかわらず、別表の規定による金額の範囲

内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、使用料を定めることができる。
その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該使用料の額を公告しなければならない。

(事務の委任)

第17条 前3条に定める事務は、教育委員会に委任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

士幌町総合研修センターの効率的・効果的な運営並びに利用者サービス向上を目的として、指定管理者制度を導入するため、条例を改正するものである。

議案第5号

士幌町公民館設置条例の一部を改正する条例案

士幌町公民館設置条例の一部を改正する条例

士幌町公民館設置条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条を第20条とし、第15条中「前9条」を「第6条から前条まで」に改め、同条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 町長は、公民館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公民館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条中「館長」とあるのは「指定管理者」と、「職員」とあるのは「指定管理の職員」と、第6条及び第7条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条から第12条まで及び第13条第3号から第5号までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則で定める管理の基準に従い、公民館を適正に使用させなければならない。

（指定管理者の業務の範囲）

第16条 前条第1項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第1条に規定する公民館の設置の目的達成のために必要な事業の実施に関する業務
- （2） 公民館の使用料の収受に関する業務
- （3） 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4） その他公民館の管理運営上、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理に係る使用料の収受）

第17条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に使用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 指定管理者は、使用者が特殊電気設備等を施したとき、電気料その他設備に要する費用を実費として使用料に加算して収受することができる。

3 指定管理者は、第7条第1項の規定にかかわらず、別表2の規定による金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、使用料を定めることができる。その額を変更しようとするときも、同様とする。

4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該使用料の額を公告しなければならない。

(事務の委任)

第18条 前3条に定める事務は、教育委員会に委任することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

士幌町公民館の効率的・効果的な運営並びに利用者サービス向上を目的として、指定管理者制度を導入するため、条例を改正するものである。

議案第6号

士幌町公共賃貸住宅設置条例及び士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例案

士幌町公共賃貸住宅設置条例及び士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

(士幌町公共賃貸住宅設置条例の一部改正)

第1条 士幌町公共賃貸住宅設置条例（平成10年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

(士幌町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第2条 士幌町特定公共賃貸住宅管理条例（平成7年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）の改正に伴い、条例を改正するものである。

認定第 1 号

令和 3 年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度土幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 3 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 3 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 4 号

令和 3 年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 3 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 6 号

令和 3 年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号

令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 3 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。